

## 厚生委員会会議録

平成23年2月10日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:09

### ○委員長

おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第6号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○健康増進課長

「議案第6号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

今回の改正は厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の改定に伴いまして、飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうでご説明いたします。お手元に配布いたしております、資料の6ページをお願いいたします。

休日夜間急患センターの使用料につきましては、診療報酬の算定に基づき徴収することにしたしております。その算定につきましては、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律で定めがございますので、今回、第5条第2項において表現を改めるものでございます。

なお、診療報酬の改定は定期的に行われており、今後も改定が予想されます。今回の条例改正において診療報酬は、「関係法律に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額」と規定することによりまして、今後の診療報酬改定においては条例改正の必要がなくなることとなります。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第6号 飯塚休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○健康増進課長

「議案第7号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

これは先ほど議案第6号でご説明した分と同じような形になりますが、厚生労働大臣が定める診療報酬等の算定方法の改定に伴いまして、改正するものでございます。

資料の8ページをお願いいたします。飯塚市立病院の利用料につきましては、診療報酬、入院時食事療養費及び生活療養費の算定に基づき徴収することにしております。その算定につきましては、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律で定めがございますので、今回、

第12条第2項第1号において、表現を改めるものでございます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○楡井委員

1つだけお願いします。前6号もそうですけど、国のほうでその診療報酬を改定ということになって、それが告示されれば、今まではその都度、市の条例も変更していたということですが、今後はそれがもう自動的にスーッと流れてくるということで、市の段階ではそこそこ条例を改定しないでいいということ、そういう説明ですね。

○健康増進課長

先ほど飯塚休日夜間急患センター条例のところでご説明いたしましたように、法律の中で厚生労働大臣が定めるところにより算定した額という規定を設けることによりまして、告示のたびにすることなく、自動的にその分が改定されるようになりますので、今後はその都度、改定する必要はなくなるということでございます。

○楡井委員

そうすると自治体では条例改正の手間がずいぶん省けて簡素化できるというようなことになると思うんですが、そういうことであれば地方独自の状況が反映できない。飯塚市なら飯塚市独自の状況が反映されないことになるのではないかなと思うんですよ。この条例改正というのは、地方の問題を反映させるような問題は発生しないことになるのではないですか。診療報酬等、国の決めたとおりにやるのであれば。

○健康増進課長

診療報酬自体、病院にかかれたときに皆さんが個人負担金を払う大もとの積算基礎ということでございます。それで厚生労働大臣が算定方法を変えましたら、病院の算定基礎としては、その基準に基づき算定するようになりますので、例えば国公立病院自体がおのおの基準を設けるわけではございませんので、今回、例えば診療報酬改定があったら本来であればどこも一律に自動的になるというような考えですので、その部分につきましては、個別に条例改正をするということは省いても問題はないんじゃないかと思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第7号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。